

令和8年7月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

令和8年7月16日（木） 午後2時00分

2 出席委員

新 倉	聡	教育長
澤 田	真 弓	委 員（教育長職務代理者）
川 邊	幹 男	委 員
元 木	誠	委 員
阿 部	優 子	委 員

3 出席説明員

副教育長	生 田 研 一
教育総務部長	小 甲 諭
教育総務部総務課長	沼 田 英 治
教育総務部教育政策課長	緒 方 宣 人
教育総務部教育環境整備課長	飯 田 達 也
教育総務部生涯学習課長	杉 山 賢 一
教育総務部教職員課長	筒 井 宣 行
教育総務部学校管理課長	大 道 裕
学校教育部長	北 川 貴 章
学校教育部教育指導課長	原 口 尚 延
学校教育部支援教育課長	橘 恒 仁
学校教育部保健体育課長	原 康 弘
学校教育部学校食育課長	依 田 隆 治
学校教育部教育情報担当課長	宮 原 充 宏
中央図書館長	加 藤 博 昭
博物館運営課長	北 山 剛
教育研究所長	杉 戸 美 和

4 傍聴人 2名

5 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に元木委員を指名した。

○ 教育長報告

(新倉教育長)

それでは、6月定例会から本日までの間の所管事項について報告いたします。
お手元の教育長報告資料をご参照いただければと思います。

市議会関係としましては、6月定例議会が6月25日まで開催されました。最終日につきましては、私の任期が7月末日までですので、新たに教育長として生田研一さんの人事案件を提案させていただき、ご同意をいただいたところです。

教育委員会関係の行事といたしましては、7月2日、3日に教育委員の皆様と、広島県呉市を視察させていただきました。呉市につきましては、既に統廃合がある程度済んだ後、平成19年度から全区域について小中一貫教育を実施しているという実績がありましたので、これらについて、呉市教育委員会並びに地元の中学校を視察させていただいたところです。

私の印象として残っておりますのが、呉市は一度水害に遭い、一部の小学校等が使えなくなったことから、小規模校を何とか存続させるために、中学校に小学校の機能を移転させて、小中一貫の先駆けとして義務教育学校を1校設置したということです。それに合わせて、エリアの再編の中で、既に統廃合が進んでいましたので、小中一貫を実践するという形で進めてきていると伺っています。

特に、中学校の先生が小学校に出向いて授業をしているということで、小学校高学年のお子さんたちが中学校に入ったときに、違和感なく授業についていけるという仕組みが構築され始めているというように理解をいたしました。

その意味では、私どもにとっても参考になると思い、今後より一層、小中一貫を進めるためには、もう少し小中の垣根を低くしていくことが必要だと思ったところです。

その他の行事等につきましては、記載のとおりですので、後ほどご参照いただければと思っております。

(質問なし)

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（１）『葉山町からの中学校給食の広域連携（横須賀市学校給食センター共同利用）に関する協議申入れについて』

（学校食育課長）

それでは、報告事項（１）『葉山町からの中学校給食の広域連携（横須賀市学校給食センター共同利用）に関する協議申入れについて』 ご説明いたします。

６月５日、葉山町議会教育民生常任委員会において、葉山町は中学校給食に関する横須賀市との広域連携について協議を申し入れる旨の報告を行いました。

その後、６月１２日に葉山町長から正式に協議を開始したい旨の申入れがありましたので、その概要を報告いたします。

まず、２、申入れの概要、（１）目的についてですが、今回の申入れは、葉山町における中学校給食の安定的かつ効率的な提供体制の構築を図ることを目的としております。

次に、（２）背景についてです。

葉山町では、令和５年度から中学校の完全給食を開始し、葉山町立上山口小学校を親校として中学校給食の調理及び配送を行っておりますが、交通安全等の懸念から、令和９年度末をもって終了することで、地域住民と合意していると伺っております。

これに並行して、葉山町は、新たな学校施設の整備を計画しており、当該学校には給食室を整備する予定であるとのことです。

しかし、新たに整備する学校が開校するまでには相応の期間を要するため、親子方式が終了する令和１０年度以降の中学校給食の提供体制を別途整備する必要があることから、複数の提供方式を比較検討した結果、横須賀市との広域連携が最適であるとの結論に至ったという経過になります。

以上を踏まえ、令和１０年度から新たな学校施設の整備が完了するまでの間における中学校給食の提供体制について、横須賀市との協議を申し入れてきたものです。

葉山町が示した主な協議事項は、３、協議事項に記載のとおりです。

参考として、横須賀市学校給食センター施設概要を４に、また、３ページ以降に葉山町からの申入れ書を添付しておりますので、後ほどご参照ください。

今後につきましては、葉山町からの申入れを踏まえ、具体的な協議を進めてまいりたいと考えています。

以上で、『葉山町からの中学校給食の広域連携（横須賀市学校給食センター共

同利用）に関する協議申入れについて』の説明を終わります。

（阿部委員）

ありがとうございました。

葉山町からの協議の申入れということは、資料や今のご説明でよく分かりました。横須賀市としてこの申入れを受け入れるに当たって、何か課題等はあるのでしょうか。

（学校食育課長）

懸念等のご質問ですが、これから協議をしていく中で何か出てくれば、そこを解決していく必要があると思いますが、今、特に大きな課題等があるということは認識しておりません。

（元木委員）

令和10年度から新たな学校施設の整備が完了するまでの間という形になっていますが、その学校施設の整備が完了するめどというのはどのくらいなのでしょう。

（学校食育課長）

葉山町の新しい中学校の計画についてのご質問だと思いますが、葉山町のホームページを確認するところでは、あくまでも計画した当時の計画期間であると思いますが、大体6年6か月ぐらいはかかるのではないかと思います。

ただ、着工については、まだしていないので、今後、社会情勢にもよりますが、どのようになるかはちょっと分からないところだと思っております。

（川邊委員）

この資料3ページの別紙、協議の背景のところに、水質問題等の懸念とありますけれども、これは実際、今、葉山に起こっている問題なのか、あるいは今後、横須賀になった場合、その心配があるということなのかを説明いただきたいと思います。

（学校食育課長）

今のご質問は、交通安全、水質問題等の懸念というところでしょうか。

こちらは、葉山町が現在葉山町で行っている小学校からの給食配送における懸念ということになります。

交通安全については、現在小学校に給食をお願いして、その給食を配送してい

る中で、道路と車の関係でちょっと交通安全の懸念があると伺っております。

あともう一つ、水質問題については、給食を作ることによって、油を含んだ水などの汚水が出ますので、そのあたりについての懸念があるようですが、現状としては、葉山町で、水質の違反があったということはないと聞いております。

(新倉教育長)

私から1点だけ確認させてください。

現在、本市が作っているのは、おおむね9,000食ぐらいで、葉山町が恐らく950食ということなので、1万食以内だったら対応できるという形になっています。ただ、これから子どもたちが減っていき、令和10年度以降、もっと食数が減るわけです。そのようなときに、他の市町村から要請があったときの対応というのは、何か制約があるのでしょうか。

というのは、調理してから配送して喫食するまでの時間に制限があります。例えば三浦市や逗子市まで運べるのか、一番近い葉山町だから今回対応ができたのか、というような制約があるものでしたら、そこを教えてください。

(学校食育課長)

今、教育長がおっしゃったとおりですが、確か調理から2時間以内という時間の制限があったと認識しております。

ですので、距離があるところには、時間がかかるため、仮に依頼があったとしても、お受けできないという認識でおります。

(新倉教育長)

その意味では、今回、平作にある市の学校給食センターから配送しようとしている葉山町については、2時間の範囲内で対応ができそうだったので、この協議についての申入れを受けることができたのだという理解でよろしいでしょうか。

(学校食育課長)

はい。葉山町の場合、調理から喫食までの時間については、2時間かかりませんので、その部分についての問題はないと認識しております。

報告事項(2)『横須賀市立小・中学校教育環境整備計画の検討状況等について』

(教育環境整備課長)

報告事項、『横須賀市立小・中学校教育環境整備計画の検討状況等について』をご説明させていただきます。

令和7年1月定例会で、逸見・中央地域における市立小・中学校の教育環境整備の推進について諮問することの報告をさせていただきましたが、今回は、当該地域の進捗状況についてご説明させていただきます。

資料の1ページをご覧ください。

初めに、1、概要になります。

横須賀市立小・中学校教育環境整備計画の検討地域である逸見・中央地域の逸見小学校、沢山小学校、桜小学校、汐入小学校について地域別協議会を開催し、意見聴取を行っております。

2の対象校の状況ですが、表に対象校の児童数、学級数、建築年度、レッドゾーン指定、校地面積を記載しております。現状では、逸見小学校が市内で最も児童数が少なく、その次に少ない小学校が沢山小学校と汐入小学校になります。

施設の状況といたしましては、逸見小学校、沢山小学校、汐入小学校は築60年を超える校舎を有していること、レッドゾーンの指定があること、校地面積が小さいという課題もございます。

2ページをご覧ください。

3、検討の進め方です。

教育環境整備の検討に当たりましては、教育委員会の附属機関である横須賀市立小中学校適正配置審議会に諮問いたします。審議会は、地域ごとに学校関係者、保護者、地域の方々と構成する地域別協議会に意見聴取を行い、検討いたします。

なお、今回開催しております逸見・中央地域の地域別協議会におきましては、計16人の委員にご参加いただき、意見聴取をさせていただいているところです。

最終的には、教育委員会が審議会からの答申を受けて、教育環境の整備についての方策を決定するものでございます。

下の図は、検討のフロー図となっておりますので、ご参考としていただければと思います。

その下、4、審議会・協議会の開催状況になります。

(1)に記載のとおり審議会と、3ページ以降の(2)地域別協議会の開催状況を記載しています。

地域別協議会におきましては、これまでに5回開催し、来週の7月23日には第6回の開催を予定しております。

また、会議の開催以外にも協議会の委員で通学路の視察を2回行い、通学において課題となる箇所を確認を行い、会議での検討を行いました。

『横須賀市立小・中学校教育環境整備計画の検討状況等について』の説明を終

わります。

(澤田委員)

これまでの協議会の中で、特徴的な意見、検討事項等がありましたら教えてください。また、通学路の視察をされていますが、そこで課題になったことがありましたら教えてください。

(教育環境整備課長)

まず、この地域別協議会の中では、通学路の見直しであるとか隣接校への統合、さらには特別認定校制度といったところの議論がなされています。特にこれは通学路の視察に関連するところですが、隣接校との統合を検討する際には、必ず通学の安全性が担保されなければいけないというところで、このことについて、かなり多くの意見をいただいていると思っています。

また、通学路の視察につきましては、隣接校との統合を考える際、幾つかのパターンがございます。例えば逸見・沢山のほうから桜小への通学を想定した場合、坂本トンネルというかなり急坂を上った上で、幅が大体2メートルぐらいしかないトンネルがあります。まず、そのトンネルを見てみようというところで、見てきました。やはり、かなり道路が狭隘ということと、それから坂が急坂であること、あと、排水路というんですか、側溝がまだ暗渠になっていないところがあるとか、そういったところを視察の中でご意見いただいたと思っています。

以上でございます。

(澤田委員)

ありがとうございます。

前回の田浦地域や走水・馬堀地域も、私たち教育委員で視察をさせていただきました。ぜひ今回の地域につきましても、視察をさせていただければと思います。

(新倉教育長)

隣接校と統合した場合、そこは新しい通学路になるのでしょうか。今そこを通っているお子さんが一人もいないのか、もしくはいるのか、というところは、検討する上で大きな基準になると思っていますのですが。今、例えば桜小学校に通っているお子さんは、その坂本トンネルを使っているお子さんはいないのに、沢山から行くとすると新しい通学路になってしまうのですか。そこでの安全性を見ているのか教えていただけますか。

(教育環境整備課長)

今、教育長からお話しいただいたとおり、坂本トンネルに限って言わせていただきますと、現在は通学路として指定されていないところになります。

その他の地域では、現在、通学路に指定はされているのですが危ない箇所があり、そういったところを見せていただいています。今回新たにこの坂本トンネルが通学路に指定されるのではないかというご心配の声がありましたので、視察をさせていただきました。

中学生につきましては、この逸見・沢山地域から坂本中学校に通う場合については、このトンネルを通るという話も聞いておりますが、委員の中では、特に低学年の通学についてご心配される声が多くございました。

(新倉教育長)

どのくらいの数のお子さんが通うのかということも、ぜひ視察の際には、明らかにしておいてほしいと思いますので、お願いします。

(元木委員)

資料3ページの協議会のほうですが、統廃合を行った田浦地域と走水・馬堀地域に関連する議題が何度か上がっているようです。第2回のところで、長浦小学校・馬堀小学校の現状についてということで、実際に統廃合が行われた後、その学校の中でお子さんの様子や学校の行事など、どのように変化したのか教えていただければと思います。

(教育環境整備課長)

まず、会が始まってまだ2回目というところで、前期計画でどういった通学支援をしているのかというところをご説明させていただいて、これから先の検討のイメージというものをつかんでいただければと思います。

また、その先には、今年の1月に、統合した田浦小学校や走水小学校のお子さんにアンケートを取りましたので、そのアンケートの結果につきましても、別途、協議会でそれぞれ統合後に感じたことなどをご説明させていただきました。

(澤田委員)

関連しますが、第3回で、特別支援学級在籍児童の保護者による送迎の状況についても記載されております。その状況について教えてください。

(教育環境整備課長)

もともと前期計画を進めるに当たり、通学路が遠くなることに対するご心配を、今回と同様にいただいております。結果的には、遠距離通学になるという

ことで、バス通学用の定期券を用意して、通学していただくことにしましたが、特に特別支援学級のお子様につきましては、保護者の希望があれば、保護者の方にもバスの定期代の支援を行っていますので、これもやはりイメージを持っていただければということでそのようなご説明をさせていただきました。

報告事項（３）『夏島貝塚の土砂崩れについて』

（生涯学習課長）

令和８年６月30日に夏島貝塚の土砂崩れが判明いたしましたので、ご報告します。

報告事項の資料をご覧ください。

初めに、１、発生場所は、夏島貝塚北東部斜面になります。

次に、２、災害確認日及び３、災害後の対応ですが、６月30日火曜日、土砂崩れの連絡を受け、倒木がフェンスを越えて歩道を塞いでいる状況を確認したため、倒木の除却や歩道の安全確保、隣接する企業への周知をいたしました。

また、今後さらなる崩落の危険性があるため、建設部の協力を得て、当面の間、交通規制を行っております。

なお、現地の状況を参考資料の３、状況写真に掲載しておりますので、こちらでもご参照ください。

災害発生の正確な日時は不明ですが、６月27日土曜日の台風７号、８号による風雨が原因によるものと思われます。

次に、４、史跡とその管理ですが、夏島貝塚は、昭和47年に国の指定を受けた史跡で、所有者は文化庁、横須賀市は管理団体として指定され、管理を行っております。当該箇所には、市が金属製の落石防止網を設置しておりましたが、土砂崩れによって押し流されたことが確認できます。

２ページをご覧ください。

５、物損事故についてです。

今回の土砂崩れによって隣接する海洋研究開発機構の資材置場のフェンスを破損してしまいました。今後破損したフェンスの補償等について、国や海洋研究開発機構と協議をしてまいります。

次に、６、今後の対応についてですが、斜面の安全対策工事を早急に行うため、国や関係部局等と早急に協議を進めてまいります。

以上で『夏島貝塚の土砂崩れについて』のご報告を終わります。

（川邊委員）

所有者は文化庁と書いてありますが、そうすると、文化財的なところは文化庁

が所有して、土地そのものは横須賀市が土地を持っているということによろしいのでしょうか。

(生涯学習課長)

土地についても文化庁の土地になっております。

(新倉教育長)

その土地の部分の工事は文化庁が行い、外側のフェンス部分を市が行うということでしょうか。

(生涯学習課長)

補修工事については、市が行っていく予定です。

(阿部委員)

この地区は、児童生徒があまり立ち入らない場所だと認識はしていますが、近隣の児童生徒の利用状況等が分かりましたら教えてください。

(生涯学習課長)

夏島貝塚は、基本的に危険なのでフェンスで閉鎖しており、立入りはできない状況になっております。

(新倉教育長)

ここは、道路なので、子どもたちの通学に関係があるのでしょうかというご質問だと思います。

(生涯学習課長)

こちらには民家がないので、通学に使っている方はいらっしゃらないと思います。

(新倉教育長)

先ほどの川邊委員の質問に戻りますが、大変分かりにくいのは、アンカーが打たれていますが持ち主は国なのです。それが崩れたときに管理権があるからといって市が負担しなければいけないというのは、何か理由や根拠があるのでしょうか。

(生涯学習課長)

今のご質問につきましては、文化財保護法に、指定された管理団体が管理や復旧等の費用を持つと規定されておりますので、それに基づいて市で行うことになります。

(新倉教育長)

そのときに、国の指定史跡だと、国の補助金制度はあるのですか。

(生涯学習課長)

そのとおりです。費用に関しては、史跡の復旧や環境整備に係る文化庁の補助金がありますので、そちらを活用して補修を行っていきたいと考えております。

(新倉教育長)

2 ページに記載されていますが、J A M S T E C のフェンス等を破損してしまったことで、この損害賠償については、国が持つのですか、それとも管理団体が持たなければいけないのですか。

(生涯学習課長)

文化財保護法の条文を読みますと、管理団体が行う管理・復旧によって損失を受けた方に対しての損失の補償は、管理団体が行うということです。損害賠償は、市で行います。

(新倉教育長)

それですと、そもそも管理団体にならなければいいわけですね、国が持っている史跡なのだから。国指定の史跡になると、国は一切責任を持たずに、管理団体が全ての責任を持たなければいけないという法律になっているのであれば、史跡を外したほうがいいということになってしまうのではないかと思います、どうなのでしょう。

(生涯学習課長)

確におっしゃるとおりだと思います。指定が昭和47年1月でしたが、管理団体の指定が同年9月になっていきますので、当時の経緯というのがちょっと分からないところがあるのですが、現実的には、やはり市が担当だという状況です。

(新倉教育長)

そのあたりは、もう少し詰めていただいて、なぜ負担しなければならないのかというところは、なかなか説明がしづらいのではないかと思いますので、県、国

と協議をしていただいたほうがいいと思いますので、お願いします。

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

○ 教育長 閉会を宣言

6 閉会及び散会の時刻

令和8年7月16日(木) 午後2時30分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡